

TOYAMA

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



目 次

中山間地域等直接支払制度第6期対策の概要	2
----------------------	---

《制度を活用した取組事例》

ネットワーク化加算の活用事例

①東谷地区全体のネットワーク化による共同で支え合う体制の構築	立山町四谷尾	8
②地域全体の農業の省力化を目指した「ネットワーク協議会」の設立	富山市三和乗嶺	10
③ネットワーク化による集落自治機能の強化に向けた取組み	南砺市大鋸屋	12

スマート農業加算の活用事例

④共同利用機械の導入による農作業の効率化	黒部市吉宮	14
⑤ドローンを活用した防除作業の省力化	氷見市余川	16
⑥ドローン等の利用による農作業の省力化	小矢部市末友	18

棚田地域振興活動加算の活用事例

⑦棚田地域の保全に向けた地域連携活動	滑川市東福寺野	20
⑧農村ボランティアの参画による鳥獣被害防止対策と地域で取り組む棚田の保全	高岡市下山田	22

集落が一体となり取り組む事例等

⑨集落統合による持続可能な体制づくり	魚津市大沢・黒沢	24
⑩地域特産の生產品と超急傾斜農地の保全	砺波市五谷	26
⑪とやま農業・農村サポーターと協働した鳥獣被害防止対策や景観作物推進の取組み	上市町黒川	28
⑫集落全体で取り組む鳥獣被害防止対策	入善町舟見	30
⑬急傾斜農地維持管理の省力化に向けた取組み	射水市山本新	32
⑭次世代農業者を中心とした集落農業の維持保全	朝日町笹川	34

〔参考資料〕 富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況	36
-----------------------------	----

さらなる集落の活性化に向けて	38
----------------	----

中山間地域等直接支払制度 第6期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内かつ
地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地地域計画区域）に存する一団の
農用地を対象

※地域計画の要件化は **第6期対策から** >>>

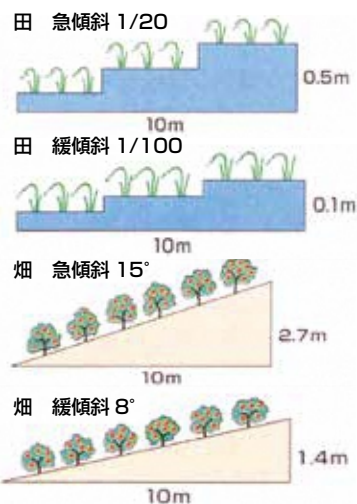
対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500



- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。
- 交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

実施期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

第6期対策 3つのポイント

- ① 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、**交付対象農用地を農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とする。**
- ② 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、**体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。**
- ③ 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、**「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。**

集落協定の活動要件

① 農業生産活動を継続するための活動基礎単価 (交付単価の8割を交付)

- 農業生産活動等 (必須)
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動 (選択的必須)
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動体制整備単価 (1+2の活動により交付単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成 (対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用)
 - ・ネットワーク化活動計画とは、複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
 - ・地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
 - ・作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い



作成に向けて打合せ

《ネットワーク化活動計画》(①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること)

① ネットワーク化

対象協定 以下のいずれか

- ・ 新たにネットワーク化を行う集落協定
※ネットワークの合計面積が10ha以上であること
※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする
- ・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定
※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること

計画の項目

- ・ 参加する協定
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項
- ・ 連携方法
- ・ 工程
- ・ 統合の予定

② 統合

対象協定 以下のいずれか

- ・ 新たに統合を行う集落協定
※統合後の面積が10ha以上となること
※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする
- ・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること

計画の項目

- (新たに統合を行う場合)
- ・ 参加する協定
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項
- ・ 工程
- (体制の維持、向上を図ろうとする協定)
- ・ 役員継承の計画
- ・ 活動事項

③ 多様な組織等の参画

対象協定

- ・ 1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者※2が活動に参画する※3集落協定

※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること

※1 農業者団体：農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等
農業者団体以外の組織：自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等
(組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない)

※2 農業者：ネットワーク化活動計画作成時点で農業に従事し、農業収入を得ている者（作業受託、農業法人の従業員を含む）又は得る権利をもっている者（自給的農家を含む）
非農業者：農業者に該当しない人（所有農地の全てを貸し出ししている人、いわゆる「土地持ち非農家」は非農業者とする。）

※3 協定の構成員となるか、別途の協定等を結びこと（連携関係にあることが証明できるような書類等（協定書や覚書、参加者名簿など）が必要）

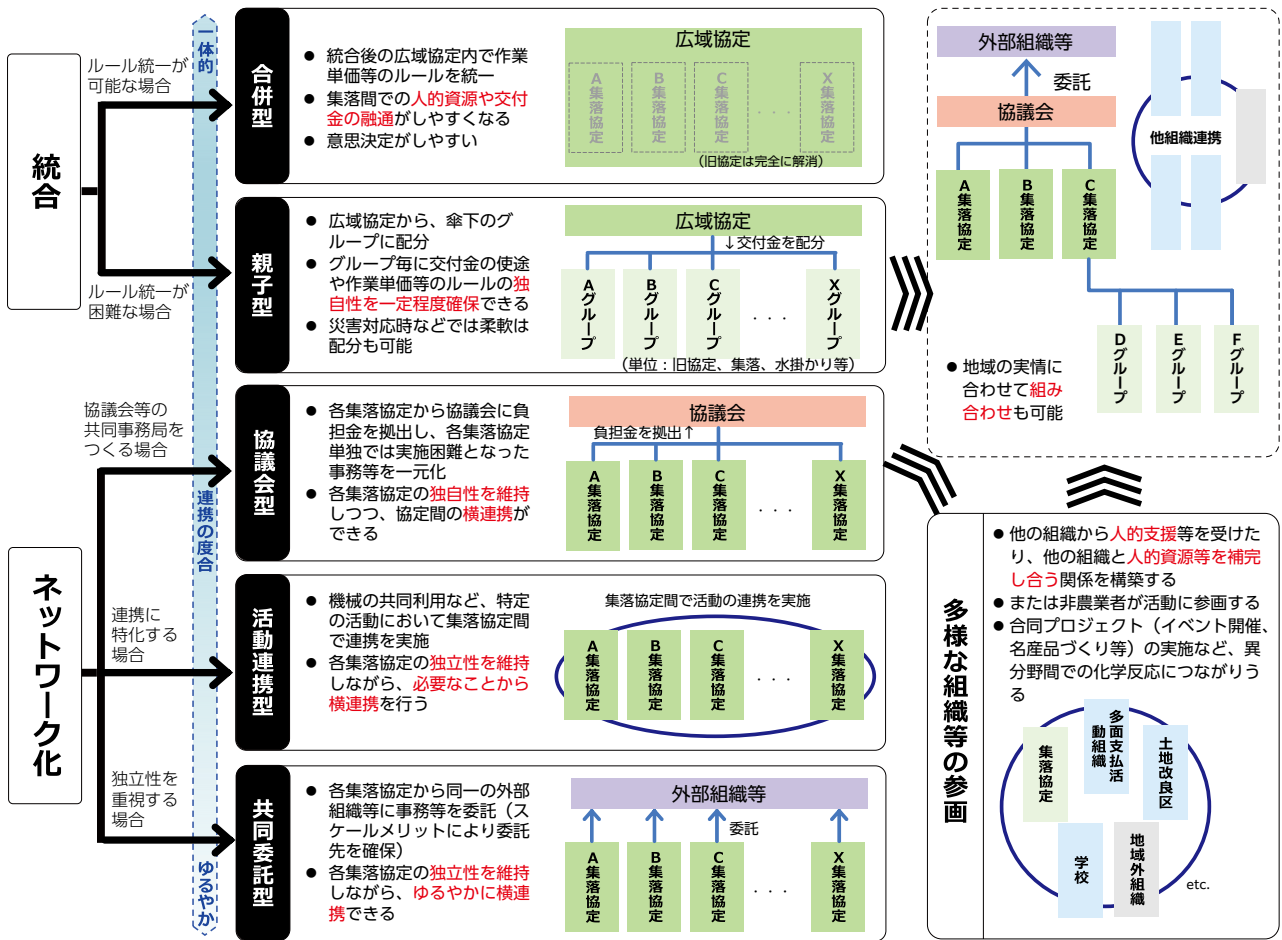
計画の項目

- ・ 参画する組織と非農業者
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項

第5期対策からの変更点

第6期対策では、ネットワーク化や統合、多様な組織等の参画による体制づくりを推進するため、体制整備単価の要件を「対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すること」とする。

統合、ネットワーク化、多様な組織等の参画の類型イメージ



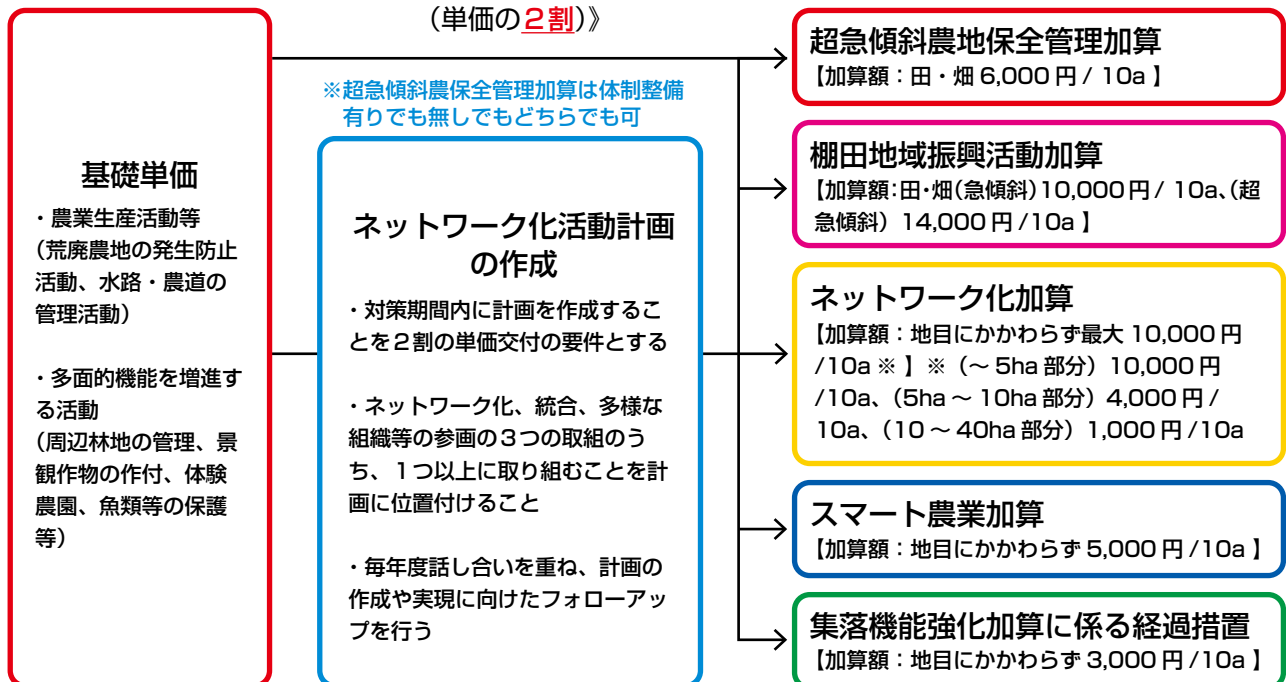
※体制づくりの類型のイメージを整理したものであり、各類型の定義を示すものではありません。

第6期対策の単価の仕組み(全体像)

《基礎単価（単価の**8割**）》

《体制整備単価（単価の**2割**）》

《加算措置（単価に**上乘せ**）》



より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地 ※ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。
単 価： 10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上） 14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）
上 限 額： なし
取組期間： 1～5年
目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を▲トン/円から■トン/円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定： 集落協定、個別協定
対象農地： 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地
単 価： 6,000円/10a（田、畑）
上 限 額： なし
取組期間： 1～5年
目標設定： ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）



目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。

イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。

③ ネットワーク化加算

第6期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： ①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価： 10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上 限 額： 100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

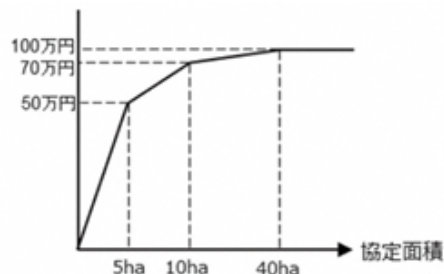
目標設定例：

- ・高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

対象のイメージ：

- ・4ページの統合及びネットワーク化の協議会型

○ 協定面積と加算額のイメージ図



[実施が必要な活動]

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

④ スマート農業加算

第6期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 5,000円/10a（地目にかかわらず）

上 限 額： 200万円/年度

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

目標設定例：

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・リモコン式自走草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入など



リモコン式自走草刈機の導入 ドローンによる防除作業

⑤ 集落機能強化加算の経過措置

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地
※ネットワーク化加算との重複はできません

単 価： 3,000 円 / 10a（地目にかかわらず）

上 限 額： 200 万円 / 年度

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

目標設定例：

- ・〇〇の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- ・集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・NPO 法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO 法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

〔対象活動の例〕

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携など）

留意点

- ・集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- ・外部組織と連携する場合は、人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- ・経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和9年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**定量的な目標を定めます。**
- そのうち、**棚田地域振興活動加算における目標**については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても 国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）
- 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、**加算の遡及返還が必要**となります。

Point 3

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能**です。

Point 4

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

Point 5

加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。第6期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。

①東谷地区全体のネットワーク化による共同で支え合う体制の構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 ^{しだにお} 四谷尾 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 46.1ha (うち 39ha で多面的機能支払を実施)			
田 (46.1ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 916万円 (うち加算措置294万円)	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	25%
		農地の維持・管理	5%
		役員報酬、研修会費等 その他	10% 20%
協定参加者	農業者 48人、農業法人四谷尾、立山自然ふれあい館管理組合		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	東谷地域全域で作成済		
	地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている。		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から南東方向に約5 kmの山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。そこで、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として努めることとした。

3. 取組の内容

四谷尾集落が主体となって立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っており、ネットワーク化加算等の一部を活用して、谷口集学校（外部人材の活用）へ事務局を委託し、事務の一元化や防除用ドローンの導入等共同機械利用の取りまとめ、草刈り作業などの委託を行っている。

また、草刈りや江ざらい、点検などを他の集落を巻き込んで行っており、高齢化が進み集落の構成員だけで維持管理が難しい集落を助けている。また、集落が一体となって電気柵等の設置を行うとともに、牛の水田放牧による、鳥獣被害の発生防止を更に強化するなど、農地の保全管理に努めている。



ドローンを活用した農作業



ネットワーク化のイメージ図

集落の将来像

- 将来にわたり、農業生産活動が可能となる集落内の実施体制の構築
- 体験農園として保育園児や小学生を対象としたサツマイモの植付けや収穫体験を実施しており、農業活動の継承に取り組む
- 農機具の共同利用により効率の良い農業を目指す

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣被害防止対策の徹底による荒廃農地発生防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 46ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路：清掃、草刈り
- ・農道：簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(ひまわり約0.3ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農作業の共同化

(ドローンの共同利用を
0.5ha実施)

事務作業・草刈りの委託

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算

共同取組活動

ネットワーク化加算

共同取組活動

集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、共同利用機械の導入など、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

4. 今後の課題等

東谷地区の集落協定の中には、著しく高齢化が進み、営農や農地保全が難しい組織もあるため、立山町中山間地域連絡協議会を通じてネットワーク化をもとに共同で支えあう体制を如何にして維持し、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 農村RMO東谷活性化協議会での活動に参加しており、サツマイモの栽培や加工に取り組む
- 水路の清掃や草刈り等の農業生産活動を集落ぐるみの共同で取り組むことにより農業生産活動等を維持
- 電気柵の設置や維持管理を複数の集落と共同で作業

②地域全体の農業の省力化を目指した「ネットワーク協議会」の設立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>さんわのりみね</small> 三和乗嶺 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 27.7ha (うち 27.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (27.7ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 706万円 (うち加算措置227万円)	個人配分		59%
	共同取組 活動 41%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	7%
		農地の維持・管理	0%
		役員報酬、研修会費等	2%
その他 (ネットワーク協議会活動費)		32%	
協定参加者	農業者 5人、非農業者 0人、農事組合法人 三乗構成員21名 (農事組合法人三乗が協定農用地の約8割を引き受け)		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	野積地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

三和乗嶺集落協定は、富山市八尾地域に属する三和集落と乗嶺集落が加入する広域協定であり、水稻中心の営農を行っている。当集落は、農用地の多くを農事組合法人三乗に委託し、集約的に農業生産活動を行っている一方、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の維持管理に取り組んでいる。また、令和2年度から一部の防除作業等を外部のドローン事業者に委託し、集落協定内の農作業の省力化、低コスト化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当制度を活用し、用排水路の江浚い、草刈りに集落全体で取り組んでいる。また、第5期では外部のドローン業者からドローンを借受け、協定農用地の防除を一括で行ってきた。第6期からは、同じ地域内の複数の集落協定とネットワーク協議会を設立。ネットワーク化加算・スマート農業加算を活用し、ドローン作業の一括化や大型機械の共同利用により、地域内の農業生産活動の維持、省力化に取り組んでいる。



共同での草刈り作業



ネットワーク協議会設立総会

集落の将来像

- 野積地域全体でのドローンの共有化を行い、野積地域の農業生産活動の継続に努める。
- 現状より、1～2ランク上の機械を協議会で購入・管理することで、地域内の農業者の金銭的負担を軽減するとともに、作業効率の向上を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地発生防止のための保全管理
- 有害鳥獣による被害防止

農業生産活動等

農地の耕作・維持管理

(田27.7ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・幹線水路約4km、清掃草刈り
各年1回 支線随時
- ・農道約7km、草刈り年3回

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け

(コスモス約0.2ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

協議会のドローンを用いた防除等の実施

(対象農用地 目標18ha)

共同取組活動

担い手への農作業の委託

(集落の農事組合法人に基幹作業を18ha委託)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

ネットワーク化加算

(トラクターの共同購入)

共同取組活動

スマート農業加算

(ドローン・農薬等の一括購入)

共同取組活動

集落外との連携

- 同一地域内の集落協定とネットワーク協議会を設立し、加算金を協議会にまとめることで、ドローンやトラクター等、高額な機械を各集落で購入することなく、地域内で共同利用することができる。
- 農薬等を各個人や各集落で購入することなく、協議会で一括購入することで、農薬費の削減を実現する。
- 地域内でドローンのオペレーターを融通しあうことで、集落協定内の農業生産活動を維持することができる体制を構築する。

4. 今後の課題等

地域を包括するネットワーク協議会を運営するためには、自集落だけでなく、他の集落のことも考えながら運営を行っていく必要がある。加算金を活用し、全集落で活用できる機械の導入や農薬等の一括購入を行い、野積地域全体の農業生産活動を維持できるよう努めていきたい。

これまでの主な成果

- 平成11年度 全国棚田百選 認定
- 平成13年度 みのもり棚田の学校 開校 (現在は休止中)
- 令和3年度 つなぐ棚田遺産 認定
- 委託によるドローンでの散布作業 (R6:16ha)

③ ネットワーク化による集落自治機能強化のに向けた取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 ^{おがや} 大鋸屋 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.8ha (うち 11.5ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 379万円 (うち加算措置131万円)	個人配分		5%
	共同取組 活動 95%	農道・水路の管理・補修 農地の維持・管理 役員報酬等 その他(鳥獣被害防止対策費等)	10% 60% 3% 22%
協定参加者	農業者65人、非農業者3人、大鋸屋営農組合、 認定新規就農者1人		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	大鋸屋地域全域で作成済 (地域計画との整合状況)地域計画で「地域の中心となる経営体」として 位置付けられた営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した 場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市城端地域の南部に位置する当集落は、集落の高齢化により農用地の維持管理が困難になり、平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

現在、イノシシやクマ等による農作物被害の増加や入作者の営農活動の限界に加え、高齢化の進行に伴うコミュニティ維持の危機、冬場での高齢者宅の除雪体制等、将来における農業生産活動及び集落自治機能の維持が喫緊の課題となっている。

3. 取組の内容

課題の解決に向けて、当集落はネットワーク化加算とスマート農業加算を活用し、農用地保全に係る労力の軽減に向けた取組を進めている。鳥獣被害防止対策として電気柵については監視システムを導入し、現地まで確認に行く労力を軽減することができた。今後も設置個所を増やす計画を立てている。また、大鋸屋地区に属する5つの集落協定が共同利用機械(ドローン)を活用し、人手の足りないところで農薬散布などを行っている。集落協定と自治会が一体となって体制整備を行い、集落の高齢者が住みやすい環境づくりを進めている。入作者の営農活動の限界による耕作放棄地の発生を防ぐため、営農組合の活動に集落協定の構成員が参加するなどして集落全体で農用地を守っていく体制整備を進めている。



協定構成員と若年層との話し合い



電気柵監視システム

集落の将来像

- 営農法人が主体となり、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の構築
- 草刈、江浚い、祭りなどの集落内行事を継続するための地域コミュニティの維持



将来像を実現するための活動目標

- 営農法人が中心となった共同で支え合う集団かつ持続的な体制整備
- 集落協定構成員と集落の若年層との話し合いを通じた次世代リーダーの育成

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田11.8ha)

営農組合対応

水路・農道の管理

- ・水路3.8km清掃、草刈り
- ・道路13.4km草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)

個別対応

堆肥の施肥
(毎年40a程度)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

営農組合への農作業の委託
(11.8ha)

若手にも参加を促し、作業の伝承を図る。

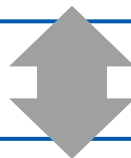
共同取組活動

ネットワーク化加算

共同取組活動

スマート農業加算

共同取組活動



集落外との連携

- 大鋸屋集落を含む大鋸屋地区には9つの集落が存在し、地区内の農地を7つの組織で営農しているが、大鋸屋地区全体でドローンによる防除や施肥、草刈り機による畦畔管理等の作業を連携して行えるよう、ネットワーク化加算等を活用し、各組織の設備や所有機械、経営状況を共有するとともに、一元的な組織作りに向けた定期的な打合せを行っている。

4. 今後の課題等

集落内の人口減少や高齢化が今後も進むことが予想され、それに伴う後継者不足の解消が課題となる。スマート農業の導入を活用し農作業の労力軽減を図り、若手も農業生産活動に参加できるような体制を整備するとともに、集落に住む人全員が安心して暮らせるような集落体制を構築する必要がある。

これまでの主な成果

- 恒久柵の設置(L=300m)
- 電気柵監視システムの導入
- ドローンの共同利用(小型2機、大型1機)
- 共同活動による畦畔、農道、水路の草刈り

④ 共同利用機械の導入による農作業の効率化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 <small>きちみやちく</small> 吉宮地区 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 2.8ha (うち 2.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (2.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、麦	—	—	—
交付金額 72万円 (うち加算措置14万円)	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	55%
		農地の維持・管理	0%
		役員報酬、研修会費等 その他 (機械等購入費含む)	0% 45%
協定参加者	農業者 15 人、非農業者 0 人、農事組合法人 吉宮	開始：平成27年度	
地域計画の作成状況	前沢地区全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、黒部市中心から約2.5kmの山間地帯にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足により農業生産活動等の維持が困難となり、荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、平成27年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農道や水路の維持管理に取り組んでいる。また、集落全体で農用地を守っていく必要があると考え、積極的に共同利用機械を購入し、集落全体の農業の省力化、低コスト化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当制度を活用して田植機や溝切機、除草剤散布機を購入し、集落全体で機械の共同利用を進めることで、農用地の保全に努めている。また、令和7年度からはスマート農業加算を活用してドローンを購入しており、水稻の基本防除作業等の効率化による農業者個人の負担軽減を図っている。



共同機械による田植え



ドローンによる薬剤散布

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

将来像を実現するための活動目標

- 機械や農作業の共同化等営農組織の育成

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田2.8ha)

個別対応、共同取組活動

農地・水路・農道の管理
(草刈り、清掃、エザライ)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
侵入防止柵の設置・維持管理
(点検、補修)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(随時)

個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(田植機・除草剤散布機の
共同利用を12ha実施
(年複数回))

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

スマート農業加算
機械農作業の共同化
(ドローンを導入し、農薬を
14.6ha散布(年複数回))

共同取組活動

集落外との連携

- 周辺集落協定と協力しながら、ドローンによる農薬散布を実施し、防除作業の省力化を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が徐々に増加しており、今後も継続して鳥獣被害防止対策に取り組んでいく必要がある。

ドローンを用いることで効率的な農薬散布が可能となったが、オペレーターが限られている。ネットワーク化により周辺地区でもドローンを使用予定だが、オペレーターの負担増加が懸念される。

これまでの主な成果

- スマート農業加算を活用したドローンの導入により、薬剤散布時間を延べ270時間から133時間へ削減
- 電気柵の設置(~令和7年度) L=3,800m

⑤ ドローンを活用した防除作業の省力化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 ^{よかわ} 余川 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 70.8ha (うち 70.8ha で多面的機能支払を実施)			
田 (70.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	—	—	—
交付金額 847万円 (うち加算措置200万円)	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	71%
		農地の維持・管理	3%
		役員報酬、研修会費等 その他	3% 23%
協定参加者	農業者 126人、余川自治会、(株)シムテック、 (株)ファームたくぞ、(有)ファームこばやし、(農)いなづみ		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	余川地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合及び認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

余川集落は、氷見市北部に位置し、主に水稻の栽培を中心とした農業が営われている。

地区内の中心経営体の高齢化・後継者不足により、今後農地の担い手の減少が懸念されており、地域が1つとなって話し合いを行い、分散錯圃の解消、荒廃農地の拡大防止のため、平成12年度から中山間地域直接支払制度を活用し、農用地の保全に取り組んできた。

3. 取組の内容

当集落は、平成30年度に余川第1集落から第7集落までが広域協定を締結し、広域組織として共同で活動を行っている。広域組織であることから管理対象となる農地面積が広く、近年は高齢化の進行や担い手の減少により、農地の適正管理が年々困難となっている状況にある。

こうした課題に対応するため、令和7年度から中山間地域等直接支払制度のスマート農業加算を活用し、防除用ドローンの導入及びオペレーターの確保に取り組んでいる。現在、集落協定において防除用ドローンを1台所有しており、防除作業の省力化や作業負担の軽減を図っている。



使用するドローン



散布中の様子

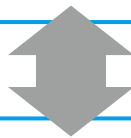
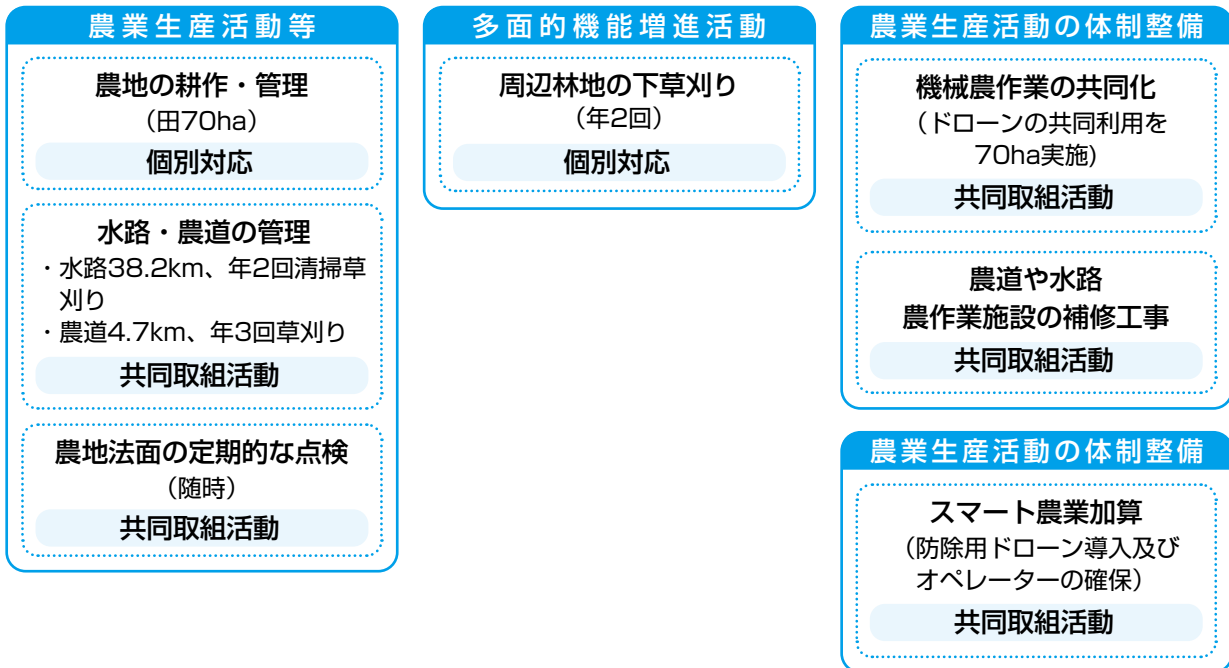
集落の将来像

- 分散錯圃の解消、水稻栽培作業の効率化を目指し、担い手同士が連携を強化することで、荒廃農地の発生防止、担い手の経営強化を図る。



将来像を実現するための活動目標

- ドローンを活用し、防除作業の効率化に取り組む。
- 協定構成員で話し合いを行い共同施設の見回り、荒廃農地の発生防止のための集約化に取り組む。



集落外との連携

- 余川自治会と連携し用水路の泥上げや草刈の実施をすることで共同取組活動等の人員不足解消に努め、農業生産活動の維持を図っている。

4. 今後の課題等

担い手の高齢化・後継者不足、鳥獣被害の増加により、特に山間部の農地から荒廃農地が発生する恐れが大きくなっているため、担い手同士の連携強化により農地の集積・農作業の効率化を図り、荒廃農地の発生を未然に防ぐ必要がある。

これまでの主な成果

- 防除作業時間の削減 220時間から55時間（令和2年度～令和6年度達成）
- 廃校舎花壇の活用（景観作物を作付け）（令和2年度～）
- 広域化による事務局の統一化・作業人員の確保（令和元年度達成）

⑥ ドローン等の利用による農作業の省力化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 ^{すえとも} 末友 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 20.4ha (うち 20.3ha で多面的機能支払を実施)			
田 (20.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻 (もち、酒用)、大豆、大麦、ハトムギ	—	—	—
交付金額 433万円 (うち加算措置163万円)	個人配分		0%
	共同取組活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	20% 72% 6% 2%
協定参加者	農業者 58人、非農業者 75人、 (農)末友営農組合、末友第1生産組合、末友第2生産組合 (農)末友営農組合がすべての協定農用地を引き受け		開始：令和2年度
地域計画の作成状況	北蟹谷 (きたかんだ) 地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (農) 末友営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている。		

2. 取組に至る経緯

本集落は、小矢部市の南西部に位置しており、水稻、大豆、大麦、ハトムギを中心とした営農が行われている。平成19年度より多面的機能支払制度に取り組み、農地・水路の点検や草刈作業等の活動を行ってきた。

しかし、今後は高齢化により担い手不足が進み、営農活動のみならず集落機能等の維持が困難となることが懸念されたことから、令和2年度に指定棚田地域の指定を受けたことを機に、本制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

防除作業の省力化を図るため、生産性向上加算を活用して令和3年度 (第5期対策) にドローンを購入した。継続性のある地域農業を実現するために、若い世代がオペレーターとして取り組んでいる。

第6期はスマート農業加算に取り組み、以前よりもさらに広範囲でドローンによる農薬散布を行い、より多くの作業時間の削減を目標としている。

また、自走式草刈機の使用を推進するとともに、新たに1機購入し除草作業負担の軽減を図る。



ドローンによる散布の様子



ドローン操作の様子

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能な集落営農体制の構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
- 協定参加者がそれぞれ、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により農業所得を確保

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 地場産農産物等の加工・販売

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 20.4ha)

個別対応(水管理等)
(農)末友営農組合
(耕作全般)

水路、農道の管理

- ・水路：清掃、草刈り
- ・道路：簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
侵入防止柵等の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

堆肥の施肥
個別対応

農業生産活動の体制整備

集落機能向上加算
「高齢者みまわり隊」

共同取組活動

地場農産物の加工・販売
(新たな雇用創出、地域経済の
活性化)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

スマート農業加算
(ドローンによる農薬散布の
面積拡大及び作業時間の削減)

共同取組活動

集落外との連携

- 北蟹谷活性化協議会と連携して地場農産物の加工及び販売促進等の活動を行うことにより、地域の雇用創出及び地域経済の活性化を促し、集落及び北蟹谷地域全体の活性化を図っている。

4. 今後の課題等

高齢化に伴う離農が進んでおり、担い手の不足が課題になっている。そこで、子世代、孫世代等に本活動に積極的に参加してもらうことで、「地域機能の維持」と「農地の維持」などを通じて、集落を誇りに思う人材を育成していく。また、地域特産物の加工・販売をすることで、にぎわいの創出、関係人口の拡大を図っていくことも必要である。

これまでの主な成果

- 恒久柵の設置 (約2,500m)
- 令和3年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞 受賞

⑦棚田地域の保全に向けた地域連携活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>とうふくじの</small> 東福寺野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 42.7ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (42.7ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,324万円 (うち加算措置427万円)	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 鳥獣被害防止対策費 役員報酬、研修会費等 その他	40% 10% 1% 9%
協定参加者	農業者 33人、非農業者 3人、東福寺野生産組合、(株)山光農園		開始：平成13年度
地域計画の作成状況	山加積地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

滑川市の南東部に位置し、上市町と隣接している当集落は、市の中山間地域の中でも標高が高く、富山湾を一望する眺めと豊かな自然環境に恵まれており、丘陵地に広がる農地は下流域の水資源を育んでいる。

当集落では、その立地条件や過疎化・高齢化により農地の維持・管理が難しく、耕作放棄地の発生が懸念されていたことから、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産活動の維持・継続と多面的機能の確保を図るとともに、有害鳥獣による被害の対策にも取り組んでいる。令和4年度から棚田地域振興活動加算に取り組み始め、第6期においても引き続き活動を行っている。

3. 取組の内容

当集落の農地は山林に囲まれ、有害鳥獣による農作物被害を受けやすいため、草刈り、周辺林地の枝打ち・伐採や侵入防止柵の巡回点検といった電気柵・侵入防止柵の維持管理の徹底を図り、農作物被害の発生防止に努めている。

棚田地域振興活動加算を活用した取り組みとしては、ドローンによる薬剤散布や、鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を栽培し、耕作放棄地や遊休農地の発生防止に取り組んでいる。



ドローンによる薬剤散布



ハトムギの作付け

集落の将来像

- 「みんなの農地、守ろう東福寺野集落」
- 将来にわたり、農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地の発生防止
- 用排水路・農道等施設の保守管理
- ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣による被害防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田42.7ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路11箇所
(年1回清掃、年2回草刈り)
- ・道路5箇所(年1回草刈り)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
柵、ネット等の設置、点検

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(L=13,000m、年2回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な
体制の整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合には、集落ぐるみで引き受け、農業生産活動の維持を図る。

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算

共同取組活動

集落外との連携

- 周辺集落協定と協力しながら、ドローンによる薬剤散布を実施し、防除作業の省力化を図っている。
- 有害鳥獣による被害が発生している周辺集落と共に、イノシシ等侵入防止柵一斉見回り点検運動研修会に参加し、被害発生防止に努めている。

4. 今後の課題等

集落の人口減少や高齢化が課題となっており、今後は若年層も含めた担い手の育成及び耕作者の確保が必要である。ドローンなどを活用した作業の省力化を図りながら、農業生産活動の維持、鳥獣被害防止対策を継続して実施していきたい。

これまでの主な成果

- ドローンによる薬剤散布：約4ha
- ハトムギの作付：約3ha

⑧ 農村ボランティアの参画による鳥獣被害防止対策と地域で取り組む棚田の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>しもやまだ</small> 下山田 集落保全会		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 26.0ha (うち 24.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (26.0ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、大麦	—	—	—
交付金額 392万円 (うち加算措置147万円)	個人配分		16%
	共同取組 活動 84%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	73%
		農地の維持・管理、鳥獣被害防止対策等	8%
		役員報酬、研修会費等	1%
	その他 (多面的機能増進活動)	2%	
協定参加者	農業者 22人、非農業者 5人		開始：令和3年度
地域計画の作成状況	中田地域全域で作成済		
	(地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

下山田集落は高岡市の南部に位置する中山間集落であり、主に水稻 (主食用・飼料用) を中心に作付けを行っている。

当集落では協定内の個人農家が中心となって、水路や農道の維持管理、鳥獣被害防止対策などをおとした集落機能の維持に努めている。

また、活動終了後には構成員全員参加の懇親会を開催し、協定内の非農家や構成員の親族が共同取組活動に参加していけるような環境づくりに取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落ではこれまで水路や農道の維持管理のための草刈りや江ざらい、鳥獣被害防止のための電気柵の設置を協定参加者が中心となり実施していたが、令和7年度には「とやま農業・農村サポーター制度」を活用して、ボランティアも参画した電気柵の設置活動を実施している。

当集落は、令和3年度の開始から棚田振興活動加算を活用して景観作物 (ひまわり) を植栽しており、近隣の親子が楽しめるようひまわり迷路を催している。



ひまわりの植栽と迷路イベントの開催



農作業ボランティアの様子

集落の将来像

- 将来にわたって農業生産活動が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 協定参加者同士の連携を密にすることで、共同取組活動に参加しやすい環境づくり、集落の今後を担っていく担い手の創出を目指す。
- 共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田26.0ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路3.5km、年1回清掃、草刈り
- ・ 道路4.1km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(ひまわり約15a)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- ・ 鳥獣被害防止のための電気柵整備 (L=8,523m)

共同取組活動

- ・ 周辺水路、農道等の補修

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算

- ・ 荒廃農地・遊休農地の発生抑止
- ・ 鳥獣被害面積の減少
- ・ 地域振興イベントの開催

共同取組活動

スマート農業加算

- ・ 水管理システムの導入による入水時間短縮

共同取組活動

集落外との連携

- とやま農業・農村サポーター制度を活用し、農村ボランティアと連携して電気柵設置活動を実施し、鳥獣被害の発生防止に努めている。

4. 今後の課題等

水管理が不十分な農地が散見されることと集落の担い手が高齢に差し掛かっていることから、スマート農業加算を活用し水管理システムを導入して入水に要する作業を省力化していく必要がある。

周辺林地の草刈の際に危険個所があることから、集落内で情報を共有し農作業安全の徹底に取り組む。

これまでの主な成果

- 農地・水路・農道の維持管理
- 景観作物（ひまわり）の植栽、ひまわり迷路イベントの開催による地域の魅力発信
- 電気柵の整備

⑨ 集落統合による持続可能な体制づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>おおさわ</small> 大沢・黒沢 <small>くろさわ</small> 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 19.9ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (19.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 402万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	13%
		農地の維持・管理	13%
		役員報酬、研修会費等 その他	4% 20%
協定参加者	農業者 8人、非農業者 19人、自治会等地縁 団体 2団体		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	西布施地域全域で作成済		
	地域計画で「地域内の農業を担う者一覧」として位置付けられた認定農業者、利用者、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

大沢・黒沢地区は、市街地から東へ約8.5kmの山間地に位置し、魚津市最東端の集落である。

市内の中山間地域集落同様、高齢化や若年世代の転出が相次ぎ、集落での営農活動継続に不安があったことから、大沢と黒沢の連合により平成12年度に協定を締結し、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地保全に努めてきた。

第3期対策以降、大沢と黒沢は独立した集落協定となっていたが、ネットワーク化、統合の機運が高まったことから、再び2つの集落協定が合併し、大沢・黒沢集落協定として、第6期対策のスタートを切ることとなった。

3. 取組の内容

大沢、黒沢地区をはじめとした西布施地区の農地での耕作を広く手掛けてきた農業者を中心に、営農活動の継続に取り組んでいる。

林地に接している集落の端部は、イノシシによる被害が深刻で営農意欲を大きく削ぐ要因の一つとなっていた。

電気柵設置により対応していたが、設置・撤去、維持管理の省力化を目的に、耐雪型恒久柵に置き換えを進めている。



水路の維持管理



耐雪型恒久柵の設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 統合による広域的な連携体制の確立と、役割分担の明確化による効率的な共同活動の推進

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田19.9ha)

個別対応

水路・農道の管理
清掃(年1回)
草刈り(月1回)、補修

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・侵入防止柵の適正な維持管理
(月1回)

共同取組活動

多面的機能増進活動

農地と一体となった周辺林
地の下草刈り(月1回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(統合後は、両地区間で農業機
械の共同利用や作業日程の調整
を行い、機械稼働の効率化と更
新経費の抑制を図っている。)

共同取組活動

農道、水路の破損を未然に
防ぐため、定期的な点検を
行う

共同取組活動

集落外との連携

- 地域外に住む農業者の家族との連携体制を堅持するとともに、魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

高齢化の進行に伴い、担い手の確保や作業負担の増大が課題となっている。今後は、統合により強化された広域的な連携体制を活かし、役割分担の明確化や共同活動の効率化を進め、持続可能な営農体制の構築を図る。

これまでの主な成果

- 耐雪型恒久柵の設置 L=950m
電気柵設置個所を恒久柵に置き換えることにより、省力化を図る。

⑩地域特産の生産品と超急傾斜農地の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{こたに} 五谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 4.4ha (うち 4.3ha で多面的機能支払を実施)			
田 (3.9ha)	畑 (0.5ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	自家菜園	—	—
交付金額 120万円 (うち加算措置43万円)	個人配分		28%
	共同取組 活動 72%	農道・水路の管理・補修	10%
		農地の維持・管理 (機械等購入費含む)	57%
		役員報酬、研修会費等 その他	2% 3%
協定参加者	農業者 13人、非農業者 3人、砺波市五谷観光企業組合、五谷自治会、(水稻の場合は4名)		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	梅檀山地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

五谷集落は、砺波市の中心部から南東へ約8km、梅檀山地区西部に位置している。

集落15戸のうち、水稻の作付に専業で従事しているのは4戸のみであり、僅かに利用されている畑のほとんどは自家菜園となっている。残りの農業者は営農組織に所属しながらも、平日は会社に勤める兼業農家である。

本集落では、農業者の高齢化が進んでおり、農地・農道・水路などを維持していくためにこの制度に取組んでいる。

3. 取組の内容

協定対象農地における超急傾斜農地では、鳥獣被害防止対策として斜面の草刈りや電気柵を設置し、被害防止を行っている。また、畦畔の崩壊が大規模な災害を招くことから、その防止対策として畔塗作業を実施している。

また、傾斜農地で収穫されたそばを使って、「夢の平コスモス荘」や「そば処せんだん山」では定食として提供するとともに、春の「せんだん山水仙そば祭り」や秋の「となみ夢の平コスモスウォッチング」でも提供し、地域の特産としてPRし、認知度を高めている。近年、そばの作付け面積が増加し、出荷量も着実に増えており、これらの取組みは地域農業の活性化に貢献している。



コスモス荘でのそばの販売



超急傾斜農地でのそば栽培

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が継続可能となるよう、集落内で実施体制を構築し、機械の共同利用を図る。
- 不耕作地で生産し、そばをブランド化しイベント等で加工販売する。生産された米との共通パッケージにて販売する。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築

農業生産活動等

農地の耕作・管理

(田 3.9ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路1.6km、年4回清掃、草刈り
- ・道路6.1km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

(約3.9ha、年2回)

個別対応

景観作物作付け

(コスモス 約3a)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化

(乾燥施設、籾殻散布機、トラクターの共同利用、田植え機、溝付け機、畔草刈り機、乾燥機)

共同取組活動

担い手への農作業の委託

(宮農組織に農作業等の一部委託)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

スマート農業加算 籾殻運搬散布機の導入

共同取組活動

集落外との連携

- 原野集落と協定を結び、ネットワーク化を進め、農業機械（畔塗機やトラクター）の共同利用や、鳥獣被害防止対策として電気柵の設置・撤去、棚田米のブランド化について協力・連携している。また、その都度、情報交換も行っている。

4. 今後の課題等

集集落内の非農業者と連携し、農道・用排水路・法面の管理などの環境整備活動を集落全体で取り組んでいるが、高齢化が進んでおり、今後の活動継続が懸念される。

そのため、第6期対策からは隣接集落との協定を結び、ネットワーク化を進めるとともに、機械の共同利用に加え、電気柵の共同設置・撤去も行い、今後の活動を維持していきたい。

これまでの主な成果

- 地場農産物等の加工・販売による地域経済の活性化
 - ・そば店「そば処せんだん山」の運営を行うことで、集落をはじめ地域の活性化が図られた。
 - ・平成21年「そば処せんだん山」が「文化の日功労表彰」
 - ・平成25年「せんだん山そば」が「となみブランド」として認定
 - ・令和6年度 そば粉650kg 6,500食分 出荷
- 非農業者と連携した一体的活動 農業施設の維持・管理
 - ・非農業者と連携し、農道の草刈り、用排水路の清掃を実施

⑪とやま農業・農村サポーターと協働した鳥獣被害防止対策や景観作物推進の取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 <small>くろかわ</small> 黒川 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 10.9ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (10.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、景観形成作物	—	—	—
交付金額 144万円	個人配分		30%
	共同取組 活動 70%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	14%
		農地の維持・管理	45%
		役員報酬、研修会費等 その他	8% 3%
協定参加者	農業者 33人、非農業者12人、黒川営農組合		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	山加積地域全域で作成済		
	(地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた黒川営農組合、認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

黒川地区は上市町中心部から4.5キロの北東部に位置し、穴の谷壺水や、黒川遺跡群などの観光資源や史跡等を有する地域である。

農業生産活動を持続して、集落の多面的機能を確保して、荒廃農地の発生を防止し、農道・水路等の維持管理を共同で取り組む体制の整備を目的に協定締結に至るが、高齢化に伴う過疎及び人口減少等による農業の担い手不足やイノシシ等による鳥獣被害も顕著となり、農地の荒廃予防に努める必要がある。

3. 取組の内容

集落協定参加者による水路の泥あげなどの農業生産活動や、景観作物の作付け、下草刈りによる多面的機能増進活動を実施している。

また、都市農山村交流として、炭焼き体験を実施し、町内外の住民や児童などと交流活動を行い、関係人口の拡大を図っている。近年では、前述の鳥獣被害防止や荒廃農地対策として、とやま農業・農村サポーターの協力を仰ぎながら、ワイヤーメッシュ柵の設置や景観作物等を利用した緑化活動を行っている。



景観作物防除 (シャクヤク)



ワイヤーメッシュ柵設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能となる集落の実施体制の整備
- 共同取組活動を通して荒廃農地の発生を防止し、農用地を維持管理していく
- 関係交流人口の拡大

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあい、持続可能な体制の整備
- 地域振興を図るため、休耕田を活用した景観形成作物の栽培

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11ha)

共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路5.6km 年2回清掃、草刈り
- ・農道1.9km 年1回草刈り、補修等

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
電気柵やワイヤーメッシュ
柵の設置・管理

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.1ha, 年1回)

共同取組活動

景観作物の作付
(シャクヤクなど約30a)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難となった農地が生じた場合の体制を整備

共同取組活動

農地法面・水路・農道等の補修、改良 年1回
(2.5km)

共同取組活動

集落外との連携

- 隣接する砂林開地区やとやま農業・農村サポーターとの協働活動

4. 今後の課題等

離農や集落の人口減少が進む中、若年層の確保対策や作業の効率化・省力化の検討が必要であり、地域資源を活用し、関係人口を拡大することによる地域の活性化や、イノシシ等の有害鳥獣による被害防止対策の推進を図る。

これまでの主な成果

- 定期的な見回りによる荒廃農地の発生抑制や、法面等の維持・保護
- 電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置・管理
- 景観作物の定植による農地の有効利用

⑫集落全体で取り組む鳥獣被害防止対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	入善町 ^{ふなみ} 舟見 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 122.1ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (122.1ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば、大豆	—	—	—
交付金額 798万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 鳥獣被害防止対策 役員報酬、研修会費等	21% 4% 71% 4%
協定参加者	農業者 8人、非農業者 188人		開始：令和6年度
地域計画の作成状況	舟見地域全域で作成済		
	(地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

舟見集落においては、令和5年度まで多面的機能支払交付金制度を活用して、農村環境の保全維持を行っていた。令和元年度より当地域が指定棚田地域となったため、令和6年度から、より柔軟に交付金が活用できる中山間地域等直接支払制度に取り組むこととした。

3. 取組の内容

本集落では、地域での共同取組活動として、水路・農道の維持管理 (清掃・草刈り) や農地法面の定期的な点検、周辺林地の下草刈り等に取り組んでいる。特に、鳥獣被害防止対策 (電気柵の設置・維持管理) を重点に農地の維持保全に取り組んでいる。



電気柵の設置



電気柵周辺の草刈り

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能な集落体制づくり
- 協定の担い手となる人材の確保・育成



将来像を実現するための活動目標

- 地区住民全体で農地の維持管理に取り組む。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 122ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路：年1回清掃・草刈り
- ・道路：年2回清掃・草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年1回、随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策

- ・電気柵の設置・管理

(約2.4km)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

共同取組活動

景観作物の植え付け

(ひまわり等 約1ha)

共同取組活動

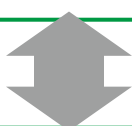
農業生産活動の体制整備

水路、農道等の補修・改良

共同取組活動

担い手への農地集積及び農作業の委託

共同取組活動



集落外との連携

- 集落外の認定農業者へ集落内の農用地を委託
- 鳥獣被害対策実施隊と情報連携をし、有効な鳥獣被害防止対策を実施

4. 今後の課題等

集落の人口減少や高齢化が課題となっており、今後は若年層を含めた担い手の育成及び耕作者の確保が必要である。

イノシシやサルなどによる農作物被害が報告されており、今後も継続して鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。

これまでの主な成果

- 共同取組活動による農地・水路・農道の維持管理
- 鳥獣被害防止対策（電気柵の設置・維持管理）

⑬急傾斜農地維持管理の省力化に向けた取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	射水市 <small>やまもとしん</small> 山本新 地域資源保全会		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.4ha (うち 6.4ha で多面的機能支払を実施)			
田 (6.0ha)	畑 (0.4ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	園芸振興作物	—	—
交付金額 60万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	70%
		農地の維持・管理	15%
		役員報酬、研修会費等 その他	15% 0%
協定参加者	農業者 14人、非農業者 10人、(農)ファーム池多(構成員6名) (農)ファーム池多が協定農用地の6割を引き受け		開始：令和2年度
地域計画の作成状況	池多地域全域で作成済 (地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)ファーム池多を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

山本新集落は射水市の南部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成27年度より「山本新地域資源保全会」を立ち上げ多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に池多地域の山本新地区が指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策(令和2年度)より本制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

本集落では、水路、農道の維持管理を始め、農地法面の定期的な点検や周辺林地の下草刈り等を共同で行っている。特に本制度の交付金を用い、鳥獣被害防止対策や下草刈り、法面維持管理を重点的に行っている。



周辺林地の下草刈り



急傾斜農地での防草シート設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制強化
- 協定の担い手となる新たな人材の育成

将来像を実現するための活動目標

- 地域内の農業を担う者に農地集積を進めていく。
- 各集落の営農組織が耕作する団地面積を拡大し、効率的な農業経営を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田畑 6.4ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路 1.5km、年 3 回清掃、草刈り
- ・ 道路 7km、年 3 回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び災害時随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.2ha、年 2 回)

共同取組活動

景観作物作付け
(ひまわり約 0.4ha)

個別対応

農業生産活動の体制整備

鳥獣侵入防止柵の維持管理

共同取組活動

定期的な話し合い

共同取組活動

集落外との連携

- 青年等就労計画認定の外国人労働者に対して耕作放棄地への就農を支援することにより、構成員から外国人労働者への技術の継承を行い、将来的に確実に人口減少するなか、耕作面積の増加を促進し農業生産活動の維持につなげていく。

4. 今後の課題等

鳥獣被害防止対策として恒久柵等を設置も検討している箇所があるが、急傾斜等の設置困難な箇所があり、地域住民での設置を進めるのに労力が相当必要なため、業者委託での設置も検討している。

用排水路の老朽化等による水漏れが発生しており、本交付金や多面的機能支払交付金を活用した維持管理とともに土地改良区等の関係機関へ施設の更新を求めている。

これまでの主な成果

- 令和7年度の実績として、急傾斜農地に防草シートを設置することで、草刈り時間を8時間から7時間に削減した。将来的にもシート設置範囲を広げ、草刈り時間6時間を目標にしている。

⑭次世代農業者を中心とした集落農業の維持保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 ^{ささがわ} 笹川 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.9ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (8.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 92万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	5% 30% 5%
	協定参加者		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	笹川地域全域で作成済		
	(地域計画との整合状況) 地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

中山間地域等直接支払交付金制度の創設をきっかけとして、集落で話し合った結果、集落の耕作放棄地を無くし積極的に農業に取り組もうとする気運が高まり、平成15年、当時30歳代から50歳代の次世代農業者を中心とした「稲作グループ ささごう」が発足された。26年経過した今も笹川集落においては、丁寧な農業生産活動に取り組んでいる。

3. 取組の内容

「稲作グループ ささごう」では、集落内の要望に応じて高齢者農家からの機械農作業 (田植え、稲刈り、水田の溝切り、畦畔の草刈、土壌改良材散布) の受託化を図り、農用地の保全に努めてきた。高齢化が進むなか、稲作グループをはじめとした担い手に農地を集積することにより、引き続きより良い農業経営を行っていくために、平成29年から老朽化した水路改修や区画の一部を大規模化するための土地改良事業に取り組んだ。農道、水路の草刈などを実施しているが、法面が高く広くなったことから、当該事業を活用してみんなで防草シートを張ったことにより草刈にかかる作業を大幅に省力化することができた。

集落内では高齢化が進み、リタイアを考える人がいる一方、集落内で農業に興味を持った女性が耕作放棄地を活用したブルーベリー栽培を手がけるなど、条件不利といわれる地域ではあるが、集落全体での農地の維持に努めている。



草刈作業



用水に水を流す作業 (湧水時)

集落の将来像

- 集落内の農業者だけでなく、非農業者や集落外の地区出身者の若者にも生産組織「稲作グループ ささごう」への参加を呼びかけ、活気ある集落を形成する。
- 農道の掃除・除草を継続的に行える体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 稲作グループへの参加メンバーを非農家・集落外からも募り、活気ある農作業を実現

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 8.9ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 年1回清掃、草刈り
- ・道路 年1回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年間を通じて随時)

共同取組活動

電気柵の点検・見回り

(年間を通じて随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

土壌改良資材の散布
(年1回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良

共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の若者にも「稲作グループ ささごう」への参加を呼び掛けている。

4. 今後の課題等

他の集落と同様に人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足が大きな課題である。

現在、「稲作グループ ささごう」が将来の集落の農業を担う存在と考えており、グループ規模の拡大を推進し、農業を含めた地域の活性化をする。

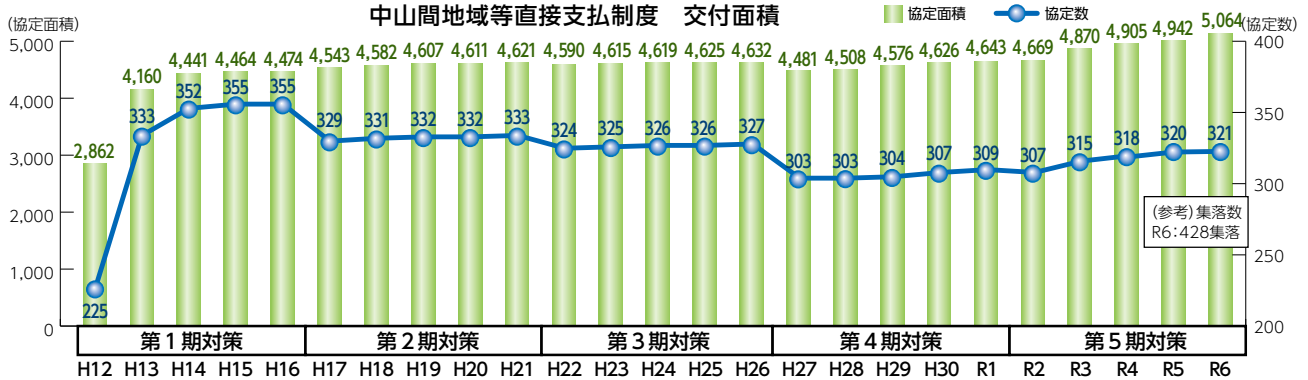
また、鳥獣被害防止対策として、電気柵の定期的な点検を集落全体で行っていく。

これまでの主な成果

- 協定参加者による水路、農道の維持管理の実施による農業生産活動の活発化とコミュニティの強化
- 防草シートの施工により法面の高い畦の草刈の省力化
- 農業を維持することによる美しい景観（田園風景）の創出

富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況

本県の中山間地域等直接支払制度の変遷



(参考) 集落数 R6:428集落

各対策期間における制度見直し状況と時期対策への課題

第1期 (H12~H16)	第2期 (H17~H21)	第3期 (H22~H26)	第4期 (H27~R1)	第5期 (R2~R6)	第6期 (R7~R11)
<p>■次期対策への課題</p> <p>今後とも継続実施すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に変化はなく、基本的に制度を維持。 <p>他施策との連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。 	<p>体制整備単価を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(10割)とし、それ以外は基礎単価(8割)とする仕組みを導入。 <p>農地集積・法人化等に加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。 <p>集落マスタープランの作成を義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10~15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。 <p>■次期対策への課題</p> <p>高齢化で協定維持が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行。高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。 	<p>体制整備の新たな要件を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価(10割)を交付するC要件を新設。 <p>団地要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可)。 <p>小規模・高齢化集落支援加算を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。 <p>離島平坦地等への取組拡大(H23~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。 <p>東日本大震災被災地での特例措置を創設(H24~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波災害地域を対象とした特例を創設。 <p>集落連携促進加算を創設(H25~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。 <p>■次期対策への課題</p> <p>人口減少・高齢化の更なる進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。 <p>集落連携加算の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。 <p>超急傾斜農地の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 <p>※ H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。</p> <p>受給上限の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 <p>※H27年度 100万円 → 250万円、R1年度 250万円 → 500万円</p> <p>交付金返還措置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金返還の免責事由を見直し。 ○ 集落戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。 <p>地域営農体制緊急支援加算の新設(R1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。 <p><人材活用整備型></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援。 <p><集落機能強化型></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援 <p><スマート農業推進型></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省力化技術を導入した営農活動等を支援 <p>【次期対策への課題】</p> <p>人材不足・集落機能の低下、農作業の省力化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たっての負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策期間を超えて農業生産活動の継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。 <p>前向きな取組への支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。 <p>棚田地域への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 <ul style="list-style-type: none"> ○ R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。 <p>交付金返還措置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適反返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。 <p>事務負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地確認の省力化、協定書様式の見直し。 <p>【次期対策への課題】</p> <p>小規模協定を中心とした活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により、活動の継続が困難な協定の増加や廃止が課題となっていることから共同活動の実施体制の強化が必要。 	<p>交付対象農用地の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化するため、交付対象農地の要件に地域計画区域内の農用地であることを追加。 <p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的な営農継続性を確保するため、体制整備単価の要件を「ネットワーク化活動計画」に設定。 <p>共同取組活動の継続に向けた体制づくりへの支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落協定のネットワーク化や統合等を支援する「ネットワーク化加算」を新設。 ○ リモコン式自走草刈機等の導入等を支援する「スマート農業加算」を新設。 ○ 第5期対策において「集落機能強化加算」に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定。

本制度の実施状況 (令和7年8月公表) 県内市町村別実施状況 (令和6年度)

1. 協定数

市町村	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	75	75	13
高岡市	11	11	1
魚津市	25	25	2
氷見市	44	44	-
滑川市	15	15	-
黒部市	23	23	-
砺波市	18	18	1
小矢部市	27	27	5
南砺市	50	50	10
射水市	8	8	-
上市町	8	8	-
立山町	10	10	-
入善町	1	1	1
朝日町	6	6	-
富山県計	321	321	33

2. 交付面積

(単位: ha)

市町村	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	1,145	1,145	138
高岡市	138	138	5
魚津市	388	388	7
氷見市	559	559	-
滑川市	435	435	-
黒部市	434	434	-
砺波市	116	116	10
小矢部市	232	232	21
南砺市	1,022	1,022	136
射水市	94	94	-
上市町	109	109	-
立山町	153	153	-
入善町	122	122	122
朝日町	117	117	-
富山県計	5,064	5,064	439

3. 交付面積率

(単位：ha)

市町村	対象農用地面積	協定面積	交付面積	交付面積率
富山市	1,492	1,145	1,145	76.7%
高岡市	143	138	138	96.5%
魚津市	395	388	388	98.2%
氷見市	718	559	559	77.9%
滑川市	440	435	435	98.9%
黒部市	493	434	434	88.0%
砺波市	180	116	116	64.4%
小矢部市	234	232	232	99.1%
南砺市	1,117	1,022	1,022	91.5%
射水市	94	94	94	100.0%
上市町	169	110	109	64.5%
立山町	199	153	153	76.9%
入善町	122	122	122	100.0%
朝日町	122	117	117	95.9%
富山県計	5,918	5,065	5,064	85.6%

4. 交付金額

(単位：百万円)

市町村	計	基礎単価	体制整備単価
富山市	196	20	176
高岡市	28	1	27
魚津市	56	1	55
氷見市	90	-	90
滑川市	98	-	98
黒部市	72	-	72
砺波市	23	2	21
小矢部市	43	3	40
南砺市	159	18	141
射水市	13	-	13
上市町	16	-	16
立山町	26	-	26
入善町	8	8	-
朝日町	13	-	13
富山県計	841	53	788

5. 加算措置取組面積

(単位：件数、ha)

市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
富山市	2	37	2	13	1	54	2	28	6	200
高岡市	5	56	-	-	-	-	-	-	-	-
魚津市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷見市	5	84	9	28	1	13	4	63	18	257
滑川市	5	137	-	-	-	-	-	-	-	-
黒部市	2	26	-	-	-	-	-	-	5	145
砺波市	-	-	3	11	-	-	1	11	3	22
小矢部市	-	-	-	-	-	-	1	20	3	68
南砺市	-	-	3	19	-	-	4	83	5	147
射水市	1	4	-	-	-	-	1	4	6	80
上市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立山町	6	44	-	-	-	-	-	-	-	-
入善町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝日町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県計	26	388	17	72	2	67	13	210	46	919

6. 集落協定における交付面積規模別協定数

市町村	計	交付面積別協定数								
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上
富山市	75	13	18	20	7	10	3	4	-	-
高岡市	11	2	4	1	1	3	-	-	-	-
魚津市	25	3	6	7	5	-	3	1	-	-
氷見市	44	12	11	9	6	3	2	1	-	-
滑川市	15	1	1	2	1	5	3	2	-	-
黒部市	23	2	3	7	6	3	-	2	-	-
砺波市	18	7	9	2	-	-	-	-	-	-
小矢部市	27	10	10	1	3	2	1	-	-	-
南砺市	50	7	14	8	8	3	5	3	2	-
射水市	8	2	2	1	1	2	-	-	-	-
上市町	8	1	1	3	2	1	-	-	-	-
立山町	10	4	1	3	-	-	1	1	-	-
入善町	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
朝日町	6	-	2	-	1	2	1	-	-	-
富山県計	321	64	82	64	41	34	19	14	3	-

7. 共同取組活動への配分割合

市町村	共同取組活動への配分割合	共同取組活動への配分割合別集落協定数							
		計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	
富山市	37.5%	75	-	17	20	28	5	5	
高岡市	80.5%	11	-	-	1	4	3	3	
魚津市	43.6%	25	-	3	11	11	-	-	
氷見市	82.0%	44	-	-	1	11	6	26	
滑川市	45.1%	15	-	4	6	3	1	1	
黒部市	43.4%	23	2	5	5	7	1	3	
砺波市	66.1%	18	-	1	3	8	-	6	
小矢部市	76.0%	27	2	-	3	7	6	9	
南砺市	81.7%	50	1	1	4	15	11	18	
射水市	100.0%	8	-	-	-	-	-	8	
上市町	53.5%	8	-	-	3	5	-	-	
立山町	54.1%	10	-	-	4	6	-	-	
入善町	100.0%	1	-	-	-	-	-	1	
朝日町	53.8%	6	-	-	1	5	-	-	
富山県計	59.2%	321	5	31	62	110	33	80	

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント
1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から25年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント
2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント
3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第15回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：特別賞「田植え」富山市山田宿坊

左下：特別賞「収穫日和」富山市婦中町道島

右下：棚田賞「楽しさも映し出す田んぼかな」南砺市菅沼



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例